

令和2年5月22日

保護者 様

川口市立並木小学校
校長 佐野 隆之

「特別預かり」の終了ならびに分散登校期間中の特別対応について

分散授業再開にあたり、6月1日以降は休校期間と同様の対応が困難となることから「特別預かり」を終了とさせていただきます。なお、共働き家庭等で、家に一人となり留守番ができない場合には、地区別登校の特別変更を認め、午前登校により対応いたします。

なお、期間中は12時より放課後児童クラブの利用が可能となりますので、放課後児童クラブとの併用等をご検討いただきますようお願い申し上げます。

分散登校の特別変更（「午後登校」から「午前登校」への変更）について

1 該当となる児童

- (1) 共働き家庭等で、家に一人となり、かつ留守番ができない場合であること
- (2) 午前授業終了後、放課後児童クラブへの通室、または、保護者によるお迎えが可能であること
- (3) 期間中、必ず保護者による送迎が可能であること
※通学班登校以外の場合は、必ず保護者による送迎とします。

2 期 間 6月3日（水）～12日（金）

3 申請方法

- (1) 方法 別紙「分散登校特別変更申請書」に必要事項を記入しご提出ください。
※申請時に12日までの変更予定を記入していただきます。
- (2) 締め切り **5月29日（金）** 預かり受付または、職員室へお願いします。

4 その他

6月1日（月）始業式、2日（火）入学式の2日間につきましては、特別変更はできません。※両日ともに、学童保育室の1日利用が可能です。

5 留意事項

- (1) 通学班を利用しない場合には、必ず通学班長に事前に連絡してください。
- (2) 特別対応は「午後から午前への変更」のみとなります。
- (3) 分散授業では1学級あたり20名を目安としております。特別変更により、20名を大幅に超える場合は、改めて検討いたしますのでご了承ください。

別紙

川口市立並木小学校長 様

分散登校特別変更申請書

年 組

児童氏名 _____

以下の事項を確認後、チェックをお願いします。

1 特別変更申請日

	1日	2日	3日	4日	5日	8日	9日	10日	11日	12日
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前	A	入学式	B	A	B	A	B	A	B	A
午後	B		A	B	A	B	A	B	A	B
変更日に ○を記入										

※例 6月3日（水）Aグループ（並木1・2丁目）は午後の部だが、午前の部に参加する場合、○を記入。

2 分散登校で午後の部に該当しているが、共働き家庭等で、家に午前中一人となり、かつ、留守番ができないため、午前の部に保護者同行で7時50分～8時00分の間に登校し、午前の部終了後、放課後児童クラブ等を利用または保護者が迎えに来ます。

3 分散登校で午後の部に該当している日に午前の部に変更する場合は、午後の部に通学班で通わないことを通学班長に事前に連絡します。

4 午後に放課後児童クラブを利用する場合は、必ずお弁当・水筒を持たせます。

上記を遵守したうえで、分散登校特別変更を希望します。

令和2年 月 日

保護者氏名 _____